

見本

健康保険被扶養者〔認定〕異動届

新生児用

\*この異動届は削除の事由が発生しましたら、すみやかに事業主(管轄の人事又は総務・管理)を経由して提出してください。

\*ご記入は必ずボールペン又はペンで太枠の中  をご記入ください。

\*この異動届に誓約書(様式番号⑤)を添付ください。  
尚、任意継続の方は健康保険組合にご提出ください。

提出日(窓口に提出した日)

令和5年10月1日

被 保 険 者	記号	保険証番号(右詰め)	氏名	生年月日	年齢	単身赴任ですか
	201	00000	健保 太郎	男 昭平令 女 55 1 1	歳 48	はい・いいえ
	現住所 郵便番号(509 - 0206) 岐阜県可児市土田0000			所属名 事業所名 カヤバ(株)岐阜北工場 所属名 総務課		

扶 養 認 定 新 生 児	氏名(楷書で分かりやすく記入)	性別	生年月日	続柄	同居 別居	個人番号(マイナンバー)
	フリガナ ケンボ ミコ 健保 美子	男 女	令和 年 月 日 051001	長女	同居 別居	11111111111111
	氏名(楷書で分かりやすく記入)	性別	生年月日	続柄	同居 別居	個人番号(マイナンバー)
フリガナ	男 女	令和 年 月 日		同居 別居		
氏名(楷書で分かりやすく記入)	性別	生年月日	続柄	同居 別居	個人番号(マイナンバー)	
フリガナ	男 女	令和 年 月 日		同居 別居		

◇個人情報の取り扱いについては、公表の「個人情報保護基本方針(プライバシーポリシー)」に則り、利用目的の範囲内で取り扱います。

<事業主記入欄>

事業所所在地 事業所名称 事業主氏名	当該届の次の事項について確認しました。 ・個人番号を含め上記の記載内容に誤りがないこと。 ・申請者(被保険者)本人が作成したこと、また記載内容について申請者(被保険者)本人が確認したこと。
証明年月日	年 月 日

添付書類の確認	
・誓約書⑤	有・無
・所得証明	有・無
↓ 配偶者が当組合の扶養でない場合は添付	

<健保記入欄>

常務理事	事務長	担当

健保受付印

見本

## 誓約書

(申請対象者が新生児の場合に記入)

カヤバ健康保険組合  
理事長 殿

私は、健康保険組合の被扶養者認定基準を理解し、被扶養者(家族)が被扶養者認定基準に該当しなくなった場合は、健康保険法施工規則第五十一条第三項の規定により被扶養者(家族)の抹消手続きを行うこと、及び、被扶養者(家族)の抹消手続きが遅延し、抹消事由に該当する日以後に医療機関を受診していた場合は、すみやかに該当医療費を返納することを誓約致します。  
また、健康保険証の更新や、被扶養者確認調書(検認)の際には書類をすみやかに提出致します。

令和 5 年 10 月 1 日

誓約者(被保険者) 健保 太郎申請の被扶養者氏名 健保 美子

申請の被扶養者氏名 \_\_\_\_\_

申請の被扶養者氏名 \_\_\_\_\_

◆誓約者(本人)の前年の年間収入(前年の源泉徴収票の「支払金額」をご記入ください)。

6,250,000 円◆配偶者(本人)の前年の年間収入・加入組合名(すでに当組合の扶養家族として認定されている方は記入不要です)  
(配偶者が当組合の扶養家族に認定されていない場合は、前年度の所得証明書又は源泉徴収票を添付ください)4,250,000 円加入組合名: 〇〇健康保険組合

配偶者がカヤバグループ従業員の場合は氏名・社員No.をご記入ください

氏名: \_\_\_\_\_ ( )

## 【配偶者の前年度収入が多い方について】

カヤバ健康保険組合では、お子様は夫婦の年間収入が多い方の扶養とすることを原則としています。  
育児休職が終了し、勤務・給与体系が戻られた時点で収入を確認いただき、扶養異動の手続きをしてください。  
手続きを忘れ、実態調査で配偶者の収入が多い事がわかった場合は、遡及削除となりますのでご注意ください。

## 必ず下記をご確認の上、申請ください

〈厚生労働省通知〉

夫婦共同扶養の場合における被扶養者の認定について(昭60.6.13保険発第66号、庁保険発第22号)

夫婦が共同して扶養している場合における被扶養者の認定にあたっては、下記要領を参考として家計の実態、社会通念等を総合的に勘案して行うものとする。

- ①被扶養者とすべき者の員数にかかわらず、年間収入(当該被扶養者届が提出された日の属する年の前年分の年間収入とする。以下同じ。)の多い方の被扶養者とするを原則とすること。
- ②夫婦双方の年間収入が同程度である場合は、被扶養者の対の安定を図るため、届出により、主として生計を維持する者の被扶養者とする。
- ③共済組合の組合員に対しては、その者が主たる扶養者である場合に扶養手当等の支給が行われていることとされているので夫婦の双方またはいずれか一方が共済組合の組合員であって、その者に当該被扶養者に関し、扶養手当またはこれに相当する手当の支給が行われている場合には、その支給を受けている者の被扶養者として差し支えないこと。
- ④前記①ないし③の場合において、この取り扱いにつき、被用者保険関係保険者(共済組合を含む。以下同じ。)に異議があるときは、とりあえず年間収入の多い方の被扶養者とし、その後に関係保険者間における協議に基づき、いずれの者の被扶養者とすべきかを決定すること。